

国外居住

海外駐在員やその帯同家族、留学等により被保険者からの仕送りを受けて海外で暮らす方等
令和2年4月1日から「健康保険の被保険者に扶養されている者」の認定要件に国内居住要件が追加され
日本国外に居住する被扶養者は「国内居住要件の例外」要件を満たしていることの申告が必要となります

被保険者

- 事業主より渡航の辞令を受けた被保険者

被扶養者(国内居住要件の例外参照はコチラ)

- 被保険者により生計を維持していること
- 一時的、短期的な滞在であること
- 就労目的ではないこと
- 生活基盤が日本にあり、将来的に日本に居住すること
- 例外要件を満たすことを証する書類が整っていること

◆ マイナンバーカードについて

住民票を日本国内に残される方

- マイナンバーカードはそのまま使用できます

住民票を国外転出した方・国外転出予定の方

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

- 住民票の転出・転入手続きの際に「**国外転出者向けマイナンバーカード**」に切替てください
- 既に転出済みの方は申請により、在外公館で受領できます

国外転出者向けマイナンバーカードに切替

国外転出者向けマイナンバーカードを申請

- 対象外
- 2015年10月15日以降、一度も日本に住民票を置いたことの無い方
 - 日本国籍を有さない方

◆ 国内居住要件の例外(被扶養者)について

用紙

<https://www.inx-kenpo.or.jp/consultation/join-leave>

① 日本国内在住の被扶養者が海外駐在の被保険者と任地で同居する場合

- 駐在帯同を認める事業主の証明
- 「収入証明」または「収入申告」
- 居住者ID、在留カード等、現地居住を証する公文書
- VISAの写し(国籍国と居住国が異なる場合)

③ 日本国外での婚姻(被保険者の配偶者となった方)

【婚姻時の審査】

- 任地帯同の場合は、事業主の証明の他、配偶者が帰任・転任に同行する誓約書
 - 婚姻を証する書類と夫婦いずれかの戸籍謄本
・ 双方外国籍の場合は戸籍謄本に代わる公文書
 - 日本国籍の場合は渡航理由・住民票等について申告
 - 「収入証明」または「収入申告」
 - VISAの写し(国籍国と居住国が異なる場合)
- ★ パスポート(戸籍謄本)に準じた氏名での届出

【被扶養者調査時の審査】

- ①または②に準じる

② 被扶養者が被保険者と別居し日本国外に居住する場合

- 生計費の送金証明
- 「収入証明」または「収入申告」
- 日本国外居住の目的を証する書類
- 居住者ID、在留カード等、現地居住を証する公文書
- VISAの写し(国籍国と居住国が異なる場合)

④ 日本国外での出生による日本国籍の子の場合(重国籍を含む)

【出生時の審査】

- 戸籍謄本
- ★ パスポート(戸籍謄本)に準じた氏名での届出

【被扶養者調査時の審査】

- ①または②に準じる
- ★ 多重国籍の方は20歳までに国籍選択が必要

⑤ 日本国外での出生による日本国籍を有さない子の場合

【出生時の審査】

- 国籍国の戸籍謄本に代わる公文書
- ★ パスポートに準じた氏名での届出

【被扶養者調査時の審査】

- ①または②に準じる